

**国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける
公共事業の品質確保の促進に関する懇談会
生産性向上検討部会**

規 約

(総則)

第1条 国土交通省直轄事業における公共事業の品質のさらなる確保・向上を図るため、現場における生産性の向上に関する諸課題への対応方針について検討・提言を行うことを目的として、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける公共事業の品質確保の促進に関する懇談会」に「生産性向上検討部会」（以下、「本部会」という。）を設置する。

(本部会の事務)

第2条 本部会は、設計・施工プロセスを通じた監督・検査・評価の仕組みづくり及び施工段階における三者会議、ワンデーレスポンス、設計変更に関する受発注者間の情報共有等の仕組みづくりに関する事項を審議する。

(本部会の構成)

第3条 本部会は、会議の長（以下、「部会長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 部会長は、会議を統括する。
- 3 委員の構成は、部会長が指名した者とする。
- 4 本部会は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
- 5 本部会は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

(本部会の開催)

第4条 本部会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 会議の公開は部会長の判断による。
- 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

(事務局)

第5条 本部会の事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項については、本部会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成21年 12月3日から施行する。